

テレワークや移住の  
プチ体験にもぜひ！

## 「ワーケーション×金沢」

いつ来ても美しい景色や豊かな食を堪能できるまち金沢

普段とは異なる非日常の中で、金沢ならではの魅力にふれながら働く

ワーケーション体験を支援します！！



## ワーケーション補助制度（2泊3日以上対象）

金沢でワーケーションをすると・・・

◎金沢市内での宿泊費・コワーキングスペース使用料を補助します！

※ワーケーションを開始する日の5日前までに申請が必要です。

**補助金額**

連続5泊まで対象

一人一泊あたり（上限）**5,000円**

詳しくは  
裏面も  
チェック！

※宿泊費及びコワーキングスペース使用料の合計額です。（補助率1/2）

**補助対象者**

金沢市外を所在地とする、企業等またはその従業員

※本店の所在地または本社機能がある事務所の所在地が金沢市外である法人（個人事業主を除く）  
または、その従業員で居住地が金沢市外の方が対象です。

【詳しくは金沢市公式サイトへ】

「文化・スポーツ・観光」→「観光」  
→「事業者向け」→「補助制度」から  
ダウンロードできます。



【お問い合わせ】

金沢市観光政策課 ☎920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL：076-220-2194 FAX：076-260-7191

Mail：kankou@city.kanazawa.lg.jp

# 【補助金申請の流れ】

申請はワーケーション開始の5日前までに行います

1

## 補助金交付申請書類の提出

- ・補助金交付申請書一式  
(申請書、実施計画書)

2

## 補助金の交付決定

《ワーケーション実施》

◆ワーケーション終了後15日以内に

3

## 補助実績報告書類の提出

- ・補助事業実績報告書一式  
(申請書、実施報告書)
- ・宿泊施設/コワーキングスペースの領収書等の写し  
(宿泊施設: 宿泊日、宿泊単価及び人数を確認できるもの  
コワーキングスペース: 利用日、日ごとの料金及び人数を確認できるもの)

4

## 額確定通知書の送付 補助金のお支払い

企業  
または  
従業員

金  
沢  
市

※従業員による申請には、勤務先の承認が必要

## こんなときどうなる？補助金申請 Q&A

### Q1. どのようなものがワーケーションに該当する？

A. 普段の職場とは異なる場所で、テレワーク、研修、会議等の仕事を行いながら休暇と両立する働き方(出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむ働き方も含む)です。

【実施例】 東京の企業に勤務する従業員 → テレワーク/研修/出張 ✕ 休暇 @ 金沢市

### Q2. 補助金交付申請書類の提出期限は？

A. ワーケーション開始の5日前までに金沢市までご提出ください。

### Q3. ワーケーションの実施者(従業員)が、会社を通さずに申請はできる？

A. 従業員による申請には、勤務先の所属長等の承認が必要となります。

### Q4. 年度中に複数回ワーケーションを予定しているが補助対象になる？

A. 1度のワーケーションでの1人当たりの宿泊日数の上限は5泊ですが、同一人物が年度内に複数回行うワーケーションは補助対象となります。  
(ただし、年度内に一つの企業等に交付する補助金上限額は25万円)